

航空自衛隊争訟手続規則を次のように定める。

平成15年 8 月 8 日

改正	平成16年 3 月 5 日	航空自衛隊達第 3 号
	平成18年 3 月22日	航空自衛隊達第 6 号
	平成19年 1 月 5 日	航空自衛隊達第 1 号
	平成24年 3 月23日	航空自衛隊達第 6 号
	平成24年 5 月 9 日	航空自衛隊達第36号
	平成25年 3 月25日	航空自衛隊達第20号
	平成25年 7 月31日	航空自衛隊達第61号
	平成27年 4 月10日	航空自衛隊達第13号
	平成29年 6 月23日	航空自衛隊達第27号

航空幕僚長 空将 津曲 義光

航空自衛隊争訟手続規則（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊争訟手続規則（昭和41年航空自衛隊達第 8 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 民事訴訟（第 5 条—第14条）
- 第 3 章 行政訴訟（第15条・第16条）
- 第 4 章 債権管理の争訟に関する特例（第17条—第20条）
- 第 5 章 報告（第21条—第23条）
- 第 6 章 雑則（第24条・第25条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、航空自衛隊における国又は行政庁を当事者又は参加人とする争訟事件に関し、航空自衛隊の事務の処理手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 争訟事件 本案訴訟事件、調停事件、執行停止事件、即決和解事件、支払督促事件、強制執行事件、即時抗告事件、証拠保全事件、仮差押・仮処分事件その他裁判所で解決される法律上の紛争をいう。
- (2) 民事訴訟 民事訴訟法（平成 8 年法律第109号）の手続に従って審理される事件をいう。

- (3) 行政訴訟 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の手續に従って審理される事件をいう。
- (4) 回報書 法務局長等から争訟事件の係属についての通知を受け、調査事項に関し回答する書面をいう。
- (5) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。
- (6) 指定代理人 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項の規定により法務大臣から指定された者及び同法第5条第1項の規定により防衛大臣、航空幕僚長、部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長又は歳入徴収官から指定された者をいう。
- (7) 処理担任者 部隊等に係る争訟事件の事務の処理を行う者をいう。
- (8) 法務局長等 法務省訟務局長、法務局長又は地方法務局長をいう。

（処理担任者及び担任区分）

第3条 次の表の左欄に掲げる処理担任者は、それぞれ右欄に掲げる担任する基地（基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）別表第1に定める基地に属する分屯基地を含む。以下同じ。）に所在する部隊等の民事訴訟並びに歳入徴収官の民事訴訟及び行政訴訟に係る事務を行うものとする。

処 理 担 任 者	担任する基地及び歳入徴収官
航空幕僚長	市ヶ谷基地、目黒基地、航空幕僚監部の歳入徴収官
航空総隊司令官	横田基地、航空総隊司令部の歳入徴収官
北部航空方面隊司令官	千歳基地、三沢基地、北部航空方面隊司令部の歳入徴収官
中部航空方面隊司令官	百里基地、入間基地、小松基地、中部航空方面隊司令部の歳入徴収官
西部航空方面隊司令官	築城基地、春日基地、新田原基地、西部航空方面隊司令部の歳入徴収官
南西航空方面隊司令官	那覇基地、南西航空方面隊司令部の歳入徴収官
航空支援集団司令官	府中基地、小牧基地、美保基地、航空支援集団司令部の歳入徴収官
航空教育集団司令官	松島基地、熊谷基地、静浜基地、浜松基地、奈良基地、防府北基地、防府南基地、芦屋基地、航空教育集団司令部の歳入徴収官
補給本部長	十条基地、岐阜基地、補給本部の歳入徴収官

2 処理担任者は、航空自衛隊債権管理事務取扱規則（昭和49年航空自衛隊達第34号）。

以下「債権管理規則」という。)第12条第1項の規定により歳入徴収官から通知を受けたとき、争訟の追行等当該業務を実施するものとする。

- 3 次の表の左欄に掲げる処理担任者は、それぞれ右欄に掲げる担任区分の行政訴訟に係る事務を行うものとする。

処 理 担 任 者	担 任 区 分
航空幕僚長	下記以外の部隊等
航空総隊司令官	航空総隊司令官の指揮監督を受ける部隊（航空方面隊司令官の指揮監督を受ける部隊を除く。）
航空方面隊司令官	航空方面隊司令官の指揮監督を受ける部隊
航空支援集団司令官	航空支援集団司令官の指揮監督を受ける部隊
航空教育集団司令官	航空教育集団司令官の指揮監督を受ける部隊等
航空開発実験集団司令官	航空開発実験集団司令官の指揮監督を受ける部隊
補給本部長	補給本部長の指揮監督を受ける機関及び地方機関

- 4 処理担任者は、指定代理人に訴訟を行わせることができる。
- 5 航空幕僚長は、第1項及び第3項の規定にかかわらず隊務運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は自ら処理するほか、係属裁判所の関係等により、当該処理担当者が処理することが適当でない場合は、他の処理担任者に行わせるものとする。
(指定代理人の指定等)
- 第4条 民事訴訟の処理担任者は、隊員の中から当該訴訟に係る指定代理人として適当と認める者を指名し、法務局長等を通じて法務大臣の指定を受けるものとする。ただし、処理担任者は、隷下又は管理下以外の部隊等に所属する隊員を指名する場合には、当該部隊等の長の同意を得るものとする。
- 2 行政訴訟の処理担任者は、当該訴訟について、行政訴訟の当事者又は参加人たる部隊等の長と調整し、所属隊員の中から適当と認める者を指定代理人として指定するとともに、法務局長等に通知するものとする。ただし、処理担任者は、隷下又は管理下以外の部隊等に所属する隊員を指定する必要があると認める場合には、当該部隊等の長の同意を得て指定することができる。
- 3 前2項の場合において、航空幕僚長は、必要があると認める場合には、指定代理人として適当と認める者を自ら指名又は指定し、処理担任者（航空幕僚長を除く。）に通知するものとする。
- 4 指定代理人の指定の取消し又は変更を必要とする場合は、前3項の規定に準じて行うものとする。

- 5 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、法務大臣又は当事者若しくは参加人たる部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長から、指定代理人としての指定書又は訴訟代理権消滅通知書を受領した場合、当該指定書又は訴訟代理権消滅通知書の写しを添付の上速やかに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

第2章 民事訴訟

（法務局長等への提起依頼）

第5条 処理担任者は、別紙様式第1により、法務局長等に民事訴訟の提起又は調停事件のための手続を依頼するものとする。この場合、処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、航空幕僚長（首席法務官気付）に別紙様式第1に準じ申請し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- 2 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、前項の依頼に基づき法務局長等が訴訟を提起した場合、別紙様式第2により航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（21-U77-AR(D)）。

（訴訟事件の報告）

第6条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、法務局長等から担任区分に関する事務に係る争訟事件係属通知書を受けた場合、別紙様式第2により航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（21-U77-AR(D)）。ただし、当該争訟事件について航空幕僚長から通知された場合は、この限りではない。

（回報書の作成）

第6条の2 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、前条の争訟事件に関し回報書を作成する場合には、航空幕僚長（首席法務官気付）に申請し、承認を受けた後、法務局長等に回答するものとする。

（和解等の上申）

第7条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、争訟事件について、裁判上の和解又は調停の成立に応じようとする場合、別紙様式第3により航空幕僚長（首席法務官気付）に上申するものとする。

（上訴の申請）

第8条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、係属裁判所からの判決後、法務局長等から上訴の提起に関する意見を求められた場合は、別紙様式第4により航空幕僚長（首席法務官気付）に申請し、承認を受けた後、回答するものとする。

（訴え等の取下げ等）

第9条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、国側の訴え若しくは調停の取下げ又は相手方の訴え若しくは調停の取下げに対する同意に関して、法務局長等から意見を求められた場合、航空幕僚長（首席法務官気付）に申請し、承認を受けた後、回答するものとする。

第10条削除

（調査等の依頼）

第11条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、争訟事件に関し調査を行うに当たり、争訟事件の関係者が遠隔地に居住している等の理由により調査を行うことが困難な場合には、他の処理担任者に調査を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、依頼を受けた処理担任者は、調査を実施するものとする。

- 3 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、必要があると認める場合には、部隊等の長

に証拠資料（関係者の陳述を含む。次条において同じ。）の収集及び保全その他必要な措置を依頼することができる。

- 4 前項の規定により、依頼を受けた部隊等の長は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（処理等の指示）

第12条 航空幕僚長は、処理担任者（航空幕僚長を除く。）が処理する争訟事件について、必要があると認める場合、証拠資料の収集、処理方針の変更等必要な事項をその都度指示するものとする。

- 2 航空幕僚長は、必要があると認める場合には、部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長に証拠資料の収集及び保全その他必要な措置を指示することができる。

（本案訴訟事件以外の事件の依頼）

第13条 処理担任者は、本案訴訟事件以外の事件（調停事件を除く。）を法務局長等に依頼する場合、別紙様式第1によるものとする。

（予告通知の処置）

第14条 処理担任者は、民事訴訟法第132条の2第1項の規定に基づき予告通知者から予告通知が送付された場合、関係資料を添付の上、直ちに法務局長等に通知するものとする。

- 2 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、前項の予告通知が送付された場合、又は法務局長等から民事訴訟法第132条の2第1項の予告通知があった旨の通知を受けた場合、直ちに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

- 3 処理担任者は、予告通知を受領後、速やかに応訴の準備を開始し、訴えが提起された場合の対応を行うものとする。

第3章 行政訴訟

第15条 削除

（準用）

第16条 第5条、第6条及び第8条から第13条までの規定は行政訴訟における法務局長等への提起依頼、争訟事件の報告等、上訴の申請、訴え等の取下げ等、調査等の実施、調査等の依頼、処理等の指示及び本案訴訟事件以外の事件の依頼にそれぞれ準用する。

第4章 債権管理の争訟に関する特例

（強制履行等の提起等）

第17条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、歳入徴収官から債権管理規則第12条第1項の規定による通知があった場合、航空幕僚長（首席法務官気付）に別紙様式第1に準じ申請するものとする。

- 2 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、強制履行等の提起に関し航空幕僚長の承認を得た場合、歳入徴収官にその旨通知するものとする。

- 3 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、歳入徴収官から債権管理規則第12条第3項の規定による通知があった場合、第6条の2の規定に準じ航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする。（21-U77-AR(D)）。

- 4 債権管理規則第12条第2項に規定する申請及び承認に係る手続は、別に定める。

（指定代理人の指名等）

第18条 処理担任者は、民事訴訟又は行政訴訟に関し、歳入徴収官と調整の上、隊員の中から適当と認める者を指定代理人として指名し、歳入徴収官に通知するものとする。

この場合において、処理担任者は、隷下又は管理下以外の部隊等に所属する隊員を指名する必要があると認める場合には、当該部隊等の長の同意を得て指名することができる。

- 2 前項の場合において、航空幕僚長は、必要があると認める場合には、指定代理人として適当と認める者を自ら指名し、処理担任者（航空幕僚長除く。）に通知するものとする。
- 3 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、歳入徴収官から債権管理規則第13条第1項後段又は第2項の規定による通知があった場合、当該指定書又は訴訟代理権消滅通知書の写しを添付の上、速やかに航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（登録外報告）。
- 4 指定代理人の指定の取消し又は変更を必要とする場合、前3項の規定に準じて行うものとする。

（争訟上の意見作成と通知）

第19条 処理担任者は、歳入徴収官から債権管理規則第14条第1項の規定による通知があった場合、上訴に関する意見その他争訟上の意見を作成の上、歳入徴収官へ通知するものとする。この場合、第6条の2及び第7条から第9条までの規定を準用する。

（判決書の報告）

第20条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、歳入徴収官から債権管理規則第15条の規定による通知があった場合、第22条の規定による報告をするものとする。

第5章 報告

（訴訟の経過報告）

第21条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、開廷期日ごとの訴訟等の経過を別紙様式第5により航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする。（21-U80-AR(D)）。

（判決書の写しの送付）

第22条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、法務局長等から判決の言渡しについて通知を受けたとき、当該判決書の写しを添付の上航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（争訟の終了）

第23条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、争訟事件が終了したとき、別紙様式第6により航空幕僚長（首席法務官気付）に報告するものとする（21-U79-AR(D)）。

第6章 雑則

（特例）

第24条 処理担任者（航空幕僚長を除く。）は、この達によりがたい場合、その都度航空幕僚長の指示を受けるものとする。

（委任規定）

第25条 処理担任者は、この達の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この達は、平成15年8月8日から施行する。

附 則（平成16年3月5日航空自衛隊達第3号抄）

- 1 この達は、平成16年3月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成24年3月23日航空自衛隊達第6号抄）

- 1 この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年5月9日航空自衛隊達第36号）

（施行期日）

- 1 この達は、平成24年5月9日から施行する。

（航空自衛隊債権管理事務取扱規則の一部改正）

- 2 航空自衛隊債権管理事務取扱規則（昭和49年航空自衛隊達第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「歳入徴収官」の次に「（航空幕僚監部の歳入徴収官を除く。）」を、「求める場合」の次に「（次項において「強制履行等を求める場合」という。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「歳入徴収官は」を「航空幕僚監部以外の歳入徴収官にあつては」に改め、「受けた後」の次に「、航空幕僚監部の歳入徴収官にあつては、同条第4項の定めるところにより、航空幕僚長の承認を受けた後」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 航空幕僚監部の歳入徴収官は、強制履行等を求める場合には、争訟規則第17条第4項の定めるところにより、航空幕僚長に申請し、承認を受けるものとする。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第61号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

別紙様式第1（第5条、第13条、第17条関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇法務局長 殿

処理担任者

訴訟事件〔調停事件〕の処理について（依頼）

下記のとおり、関係当事者との間で紛争が生じたため、訴訟事件〔調停事件〕の事務を処理されたく依頼します。

記

- 1 事件名
- 2 当事者の住所、氏名等
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 職業
 - (4) 生年月日
- 3 訴訟〔調停〕の内容
- 4 訴訟〔調停〕の発生原因
- 5 依頼する措置の種類及びその理由
 - (1) 種類
 - (2) 理由
- 6 訴状〔申立書〕案
- 7 当庁における指定代理人
- 8 添付書類

注：調停事件の場合は、[] 内の項目とする。
別紙様式第2（第5条、第6条、第17条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

処理担任者

訴訟 [調停事件] の係属について（報告）
（21 - U77 - AR(D)）

標記について、下記のとおり報告する

記

- 1 係属裁判所、事件番号、事件名
- 2 当事者（原告 [申立人] 及び被告 [被申立人]）
- 3 訴え [申立] の概要
 - (1) 訴え [申立] の要旨
 - (2) 請求の原因等（提起 [申立] 年月日、請求の原因、原告 [申立人] の請求内容、第1回期日等）
- 4 訴訟 [調停事件] に至る経緯等
- 5 その他参考となる事項

添付書類：訴状 [申立書]、書証等の写しを添付する。

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

注：調停事件の場合は、[] 内の項目とする。

別紙様式第3（第7条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

処理担任者

裁判上の和解〔調停の成立〕について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

- 1 訴訟〔調停〕事件名等
 - (1) 係属する裁判所名、事件番号及び事件名
 - (2) 訴訟提起〔調停申立〕年月日
 - (3) 当事者（原告〔申立人〕及び被告〔被申立人〕）の住所、氏名、年齢及び職業並びに代理人の所属、官職、氏名等
 - (4) 裁判官の氏名
- 2 事件の概要
 - (1) 事件の発生年月日、発生場所及び事実
 - (2) 当該訴訟提起〔調停申立〕に至る経緯
- 3 訴訟〔調停〕の経緯等
 - (1) 原告〔申立人〕請求の趣旨及び原因
 - (2) 被告〔被申立人〕の主張
 - (3) 訴訟〔調停〕の経緯
 - (4) 判決の内容（既に前審において判決があったものに限る。）
- 4 裁判所和解〔調停委員会調停案〕勧告理由
 - (1) 裁判官〔調停委員会〕の意見
 - (2) 法務局等の判断
 - (3) 処理担任者の判断
 - (4) 参考となる判例及び学説
 - (5) 損害賠償金比較対照表-付紙様式による（損害賠償請求訴訟に限る。）
- 5 本件和解〔調停成立〕が防衛省に及ぼす影響
- 6 職員に対する求償権の有無、その程度及び求償額並びにその理由（損害賠償請求に係る訴訟又は調停事件に限る。）
- 7 その他参考事項

添付書類：
分類番号：
保存期間：
保存期間満了時期：

注：調停事件の場合は、〔〕内の項目とする。

付紙様式

損害賠償金比較対照表

区 分		原告請求額(円)	判決予想額(円)	裁判所和裁解勧告額(円)
損 害 額	逸失利益			
	慰謝料			
	葬祭料			
	小 計			
	過失割合			
損害額合計				
控除額 (既支出額)				
弁護士費用				
遅延損害金				
賠償額合計				
和解勧告額				

- 注：1 該当各欄には、金額だけでなく、その計算式も簡潔に記載すること。
2 控除額欄には、費目ごとに欄を設ける。

別紙様式第4（第8条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

処理担任者

〇〇事件の上訴について（申請）

標記について、下記のとおり申請する。

記

- 1 係属裁判所名、事件番号及び事件名
- 2 判決日及び判決内容
- 3 上訴に関する意見
- 4 その理由
- 5 法務局長等の意見
- 6 損害賠償金
 - (1) 支払いの有無
 - (2) 金額（計算内容を含む。）
 - (3) 支払う理由及び時期
 - (4) その他
- 7 その他参考となる事項

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

別紙様式第5（第21条関係）

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

処理担任者

訴訟〔調停〕等経過報告書
（21 - U80 - AR(D)）

事件の表示	裁判所				
	事件番号				
	事件名				
当事者	原告 〔申立人〕				
	被告 〔被申立人〕				
	防衛省指定 代理人				
担当法務局名					
今回	期日		次回	期日	
	手続			手続	
経過の概要					

添付書類：準備書面、書証等の写しを添付する。

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

注：調停事件の場合は、〔 〕内の項目とする。

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

処理担任者

争訟事件終了報告書
(21 - U79 - AR(D))

事件の表示	裁 判 所	
	事 件 番 号	
	事 件 名	
当 事 者	原 告 [申立人]	
	被 告 [被申立人]	
	防衛省指定 代理人	
担 当 法 務 局 名		
解 決 区 分 (確定年月日)		
判決又は和解 [調停成立 又は調停不成立] の要旨		

添付書類：和解調書 [調停調書] (写)、法務局からの争訟終了通知書 (写) 等を添付する。

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

注：調停事件の場合は、[] 内の項目とする。